主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人阿比留兼吉の上告趣意第一点について。

所論は違憲をいうが、刑法一九条一項の没収が在法二九条に違反するものでない ことは、当裁判所大法廷の判例の趣旨に照らし明らかでめる(昭和二六年(あ)第 一八九七号、同三二年一一月二七日判決、刑集二巻一二号三一三二頁以下参照)。 それ故、所論は採るを得ない。

同第二点ないし第四点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(なお、被告人の本件文書を作成、行使した行為を公文書偽造、同行使罪に当るとした原判示は正当である。)弁護人鈴村金一の上告趣意について。所論は事実誤認、単なる法令違反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。記録を調べても、所論の点につき同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する

昭和三六年三月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七